

自衛隊イラク派遣と在日米軍再編問題をめぐる国会論議

～防衛論議の焦点～

外交防衛委員会調査室 おかどめ やすふみ ささもと ひろし
岡留 康文・笹本 浩

第164回国会（常会）では、防衛施設庁をめぐる官製談合問題や数件の秘密情報等流出事案、在日米軍再編問題に多くの時間が割かれたが、本稿では、日本の防衛の在り方という観点から、イラク派遣、BMD（弾道ミサイル防衛）、情報流出、陸自中央即応集団の新設、国際テロ対策、省移行、米軍再編問題についての今国会の防衛論議を紹介したい。

イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動

・陸自部隊の撤収

3年目を迎えた自衛隊のイラク派遣については、イラクの政治プロセスの最終段階である国民議会選挙が安保理決議1546等に示されたスケジュールどおり昨年12月15日に実施され、新政府の発足を待つばかりとなったことから、自衛隊の撤収時期を中心に論議が行われた¹。政府は本年6月20日、陸上自衛隊の部隊の撤収と航空自衛隊の部隊の活動拡大を決定した（陸自部隊は7月25日に全員帰国した。なお、基本計画変更の閣議決定は8月4日に行われた）。

第164回国会当初では撤収時期を尋ねても、イラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊への権限移譲などの現地の治安状況、ムサンナ県で任務についている英国軍及び豪州軍を始めとする多国籍軍の活動状況やその構成の変化、現地の復興状況等々もあわせて勘案し、適切に対応していきたいとの従来からの答弁を繰り返すのみであった²。

自衛隊を撤収させる理由について安倍内閣官房長官は、陸自部隊が活動しているムサンナ県においては、治安、復興の両面において、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は終了した、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと考えられるため、これまでの陸自部隊の活動は、その目的を無事に、立派に達成をしたと判断し、サマワから撤収させることとしたと述べた³。また、額賀防衛庁長官は、緊急対応については自衛隊のこれまでの活動でほぼ完了し、その過程で、民間人や行政当局に対して、ノウハウを教え込んでいるから、今後はイラク人によって行政や仕事が展開されていくだろう、そういう意味で、自衛隊の活動は当初の目的を達成したと言っても過言ではない、と答弁した⁴。

サマワ以外の地域への陸自の再展開の可能性について、安倍官房長官は、政府としては、現時点において、自衛隊の部隊をイラク特措法にのっとなって派遣することは考えていないと答えた⁵。

・空自部隊の輸送協力活動の拡大

航空自衛隊の部隊については、国連及び多国籍軍への支援を行うため人道復興支援活動等を継続し、新たにバグダッドやエルビルへの空輸を行うこととした。

空自の活動を拡大する理由について安倍官房長官は、アナン国連事務総長からの要請も踏まえ、多国籍軍に加え国連の活動も支援を行うこととして、新たにバグダッドやエルビルへの移送を行う旨決定したと説明した⁶。

空自の活動継続・拡大については米国の要請があったとの報道もあり⁷、その真相について質された。これに対し額賀長官は、米国側から直接要請の有無について、相手もあることから、控えたいと答えた⁸。

バグダッドやエルビルの安全性について質された麻生外務大臣は、少なくとも、この5年間、バグダッド周辺、空港周辺半径5キロ以内でいわゆる戦闘地域というような状況ではないという感じがしていると答弁した⁹。また、額賀長官はバグダッド空港は民間旅客機も出入りしている、要人、物資も運び込まれているので殊のほか安全に注意を払っているところであると思うが、念には念を入れC130の機体に装甲板などのさまざまな防護策を講じているとした¹⁰。

空自を含めた全面撤収について麻生大臣は、全体で完全に撤収が終わるのがいつかというのを今の段階で予測するのは、極めて難しいと答え¹¹、安倍官房長官は、陸自の任務終了と同様に、イラクをめぐる治安の状況、多国籍軍の取組の状況、復興の状況等々を適切に判断して決めていきたい、と一般論を述べるに止まった¹²。

・国際平和協力活動参加のための一般法（恒久法）

イラク人道復興支援特措法は、イラク問題に限定され、しかも限時法であるため、自衛隊の海外派遣にかかる一般法（恒久法）の整備を求める意見が出された。これに対し安倍官房長官は、現在内閣官房を中心に、我が国の国際平和協力の在り方全般について幅広く検討を行っている、一般法の整備は、国民的な議論を踏まえて検討すべき課題である、一般法ができれば、平和構築等々に対しての機動的な対応、国際貢献を世界の要求に応じて実施していくことができる、自民党から提言がなされれば、その趣旨を踏まえしっかりと対応していきたいと答えた¹³。

BMDの整備と北朝鮮によるミサイル発射

平成16年度より整備が進められている海上配備型ミッドコース防衛システム（イージス艦搭載）と地上配備の地対空誘導弾PAC3は、18年度末以降順次配備されることになっているが¹⁴、本年5月、北朝鮮が弾道ミサイル発射準備に入っているとの報道があり、我が国のBMD体制の是非が改めて問われた。関係各国による事前の警告にもかかわらず、北朝鮮は7月5日、テポドン2を含む複数のミサイルを発射し、ロシア沿海州南方の日本海に着弾した。

今回の発射について安倍官房長官は、我が国の平和と安全への脅威である、との認識を

示した¹⁵。この発射を受け監視体制の強化や迎撃体制の整備を求める意見に対し、額賀長官は、PAC3については、当初は19年度からきちっとしようと思っていたが、これを前倒して18年度末にはきちっとしていきたい、と整備の前倒しに意欲を見せた¹⁶。

今回は7発発射されたが、整備中の防衛システムで対応できるのかを質された額賀長官は、7発のミサイルについては現在分析中で、これをきちっと迎撃できる能力があるのかどうか精査していかなければならず、不完全であればそれを補う形をつくっていかなければならないと答えるに止まった¹⁷。

開発中のテポドン2への核弾頭搭載可能性について問われた塩崎外務副大臣は、弾頭に搭載するための小型化に必要な技術力を北朝鮮が保有しているとの情報には接していないと答弁した¹⁸。

また、鈴木内閣官房副長官がテポドンを除く6発が30～40キロ四方の範囲に正確に着弾したと講演で語ったことが報道され¹⁹、ミサイルの性能について確認を求められた額賀長官は、一定の範囲で着実に着弾していると答弁した²⁰。

将来SAM関連情報の流出

本年1月下旬、平成6年から7年の間に三菱電機が防衛庁から受託した「将来SAM」の研究試作に関する一部の情報が、朝鮮総連傘下団体の幹部の経営するソフトウェア会社に流出したことが判明した。三菱電機が防衛庁の事業とは別の研究の資料作成のため三菱総研に提供した資料の中に防衛庁の秘情報が含まれており、それがさらにソフトウェア会社に流失したものであった。

防衛秘密に対する企業の情報管理の在り方や流出によるダメージ等について質された。企業に対する情報管理の在り方については、防衛庁は、月1回委託先企業の事業所に入って秘密保全検査を実施しているとしたが²¹、額賀長官は、もう一回総点検をして体制を整えなければならないとした²²。さらに、安倍官房長官は法制整備の必要性について、研究をしていきたいと述べた²³。

将来SAMは、中距離地对空誘導弾の改良ホークの後継のために研究していたもので、現在の03式中距離地对空誘導弾(中SAM)開発の前提となるものであり、今回の情報流出による中SAMへの影響について質された。防衛庁は将来SAMの方が中SAMに比べて範囲の広いものを研究していたので、漏れた要撃目標の情報は、中SAMの機能、性能に影響を及ぼさないとした²⁴。また、将来SAMでは弾道ミサイルの要撃も目標に入っていたため、弾道ミサイル防衛への影響が質された。額賀長官は、影響があったとは言えないが、影響が起こる可能性は何もないとは断定できないと一定の影響があり得ることを示唆した²⁵。

中央即応集団の新編

ゲリラや特殊部隊による攻撃など新たな脅威や多様な事態が生じた場合に、それらの

事態等の拡大防止等を図るため、機動運用部隊（空挺団等）や各種専門部隊（化学防護隊等）を管理し、事態発生時に各地に迅速に部隊を投入できるように陸上自衛隊に中央即応集団を18年度中に新編することとなった。

その司令部は当初朝霞駐屯地に置かれるものの、平成24年度までには在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間に置かれる予定である。その理由について防衛庁は、横須賀の米海軍と海上自衛隊のように米陸軍と陸上自衛隊の日頃からの連携を深めるものであり、具体的には情報交換、運用についての知見の交換や共有が可能になると考えていると答えた²⁶。

全国に機動展開する中央即応集団とその地域の防衛を担当している師団や方面隊との指揮関係について質されたが、防衛庁は、事態や戦闘の様相によって2つのケースが考えられ、現地の部隊が活動していてそれを支援するような場合は、中央即応集団の隷下部隊が、その現地で活動している方面総監や師団長の指揮下で活動する、他方、中央即応集団全体がその特別の能力を生かして、ある一定の地域をまとめて担当するような場合には、中央即応集団司令官が隷下部隊を指揮することもあると答えた²⁷。

テロ対策特措法に基づく自衛隊の協力支援活動

平成13年9月の米国同時多発テロ発生後の同年11月以降、テロ対策特措法に基づき海上自衛隊の部隊はインド洋で活動している米艦艇などへの給油を主とする協力支援活動等を、また、航空自衛隊は、米軍の物資などの輸送を継続している。同法は、当初2年間の限時法であったが、平成15年には2年、17年には1年の延長を行った。

本年11月に同法の有効期限が到来するため、それ以降の対応について質された安倍官房長官は、具体的な方針を決めていないが、アフガニスタンにおけるテロリスト掃討作戦等の進捗状況、同国の内外の情勢、国際社会によるテロとの闘いへの取組の推移、我が国として果たすべき役割など種々の要素を総合的に勘案して、我が国として主体的に適切に判断したいと答えるに止まった²⁸。

アフガンにおけるPRT²⁹参加要請の報道があり、その真相について質された麻生大臣は、ODAにある復興支援とは少し内容が異なり、治安維持が入ってくるので、このPRTに今の段階で参加することは日本としては考えにくいと答えたが³⁰、内閣官房は、PRTは軍部隊と文民を一つのユニットとして展開し、地方における治安活動と復興支援活動をするもので、自衛隊がPRTに直接参加して治安活動に従事することは、現在の特措法上の協力支援活動には当たらないが、他方協力支援活動としてPRTへの後方支援を実施する余地はあるとの見解を示した³¹。

省移行

防衛庁の省移行（昇格）問題は、防衛庁創設以来の懸案で、昭和39年には法案の閣議決定が行われたが提出には至らなかった。最近では、省庁再編を議論した行政改革会議（座長：橋本総理大臣）でも議論されたが、同会議の最終報告では、「現行の防衛庁を継続する

…新たな国際情勢下における我が国の防衛の基本問題については、政治の場で議論すべき課題である」とされた。昨年12月、与党（自民・公明）の幹事長・政調会長は省移行問題につき与党間で議論を開始することで合意した。しかし、1月末に発覚した防衛施設庁をめぐる官製談合事件や与党内の調整に時間がかかったことから提出が遅れ、会期末（6月18日）の迫った6月9日ようやく閣議決定し国会に提出した。国会での議論の多くは、法案提出前に行われた。

省移行の必要性について額賀長官は、防衛庁・自衛隊の任務、役割が拡大し、国政の中で重要性を増している、自衛隊の海外における活動は国際社会からますます期待されており、その期待にこたえていくためにも、省移行が必要であると説明した³²。

施政方針演説に対する参院の代表質問で、公明党議員から、省移行に際して、防衛庁と防衛施設庁を統合して組織をスリムにする、自衛隊の海外派遣を安全保障会議の案件とする、シビリアンコントロールを徹底するため防衛庁幹部による「防衛会議」の位置付けを明確化するとの意見が出された³³。

防衛施設庁の統合について額賀長官は、極めて示唆に富んだ重要な提案と受け止め、今後、防衛施設庁の在り方を含め組織の見直しを図っていく必要があると考えると答えた³⁴。

安全保障会議の案件化について小泉総理大臣は、文民統制の確保の観点から、今後検討していく必要があると考えると答弁した³⁵。

防衛会議について額賀長官は、防衛庁の省移行に当たり、会議の性格、構成員等を含め、シビリアンコントロールの枠組み、長官の補佐体制の在り方について国民に分かりやすく説明ができるように、透明性を持った形にしたいと答えた³⁶。

在日米軍再編

・経緯

冷戦後に現出した、9.11テロに代表される国際テロなどの新たな脅威などに対応するため、米軍は世界レベルで軍の変革、兵力構成見直しを進めており、在日米軍についても、日米両国間において、平成14年12月から日米安全保障協議委員会（外務・防衛の閣僚会談、「2+2」）において協議を開始した。

平成17年2月の「2+2」において、「共通の戦略目標」を確認し、同年10月29日の「2+2」において、「役割・任務・能力」と「兵力態勢の再編」に関する勧告を行った。「兵力態勢の再編」については、18年3月までに具体案を最終的に取りまとめることとなった。その後、本年5月1日の「2+2」において、最終的な取りまとめである「再編実施のための日米ロードマップ」（以下、「ロードマップ」という。）が承認された。

その主な合意事項は、① 辺野古崎沿岸に普天間飛行場代替施設を建設、② 在沖米海兵隊のうち8,000人をグアムに移転、グアム移転経費は関連施設等の整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は28億ドルの直接的な財政支援を含む60.9億ドルを提供、③ 嘉手納飛行場以南の6施設の返還を検討、④ キャンプ座間の米陸軍司令部改編、陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転、⑤ 横田飛行場に航空自衛隊航空総隊司令部等に移

転、⑥ 厚木飛行場の空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐、⑦ 米軍Xバンド・レーダー・システムの航空自衛隊車力分屯基地への展開、⑧ 嘉手納飛行場等の米軍航空機の航空自衛隊6基地での訓練参加等である。

今国会においては、5月11、12日に衆参本会議でそれぞれ報告、質疑が行われたほか、関係委員会でも議論が行われた。

・在日米軍再編の意義・必要性

このロードマップに示された在日米軍再編の意義について小泉総理は、新たな安全保障環境に適切に対処し得るよう、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元負担の軽減を実現する具体的道筋を描くものとして大きな意義を有するものとしている³⁷。その背景にある日米関係について、小泉総理は、アジア太平洋地域に依然として不安定、不確実な状況が存在し、在日米軍の抑止力は、我が国及び地域の平和と安定にとって不可欠な役割を果たしているとの認識を示し³⁸、日米の同盟関係は日米安保条約に基づく協力に限られたものではなく、政治、経済分野をも含む幅広い分野で日米双方が共通の価値観と利益に基づいて連携する「世界の中の日米同盟」であるとしている³⁹。さらに、麻生大臣は、「2+2」の共同発表にあるように、ロードマップに示された在日米軍の兵力態勢再編の具体的な計画の実施を通じて、日米安保体制が一層強固たるものとなることで、日米同盟は新たな段階に入ったと説明している⁴⁰。

「2+2」において額賀長官が「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」に替わる「新たな枠組」について議論が必要との発言をしたが、その意味が問われた。額賀長官は、今後、自衛隊を人道復興支援や災害復旧派遣等に活用し、世界の平和と安定に寄与することが日米同盟再編の戦略目標にもあり、平成8年の日米安保共同宣言、その後のガイドラインではテロや大量破壊兵器拡散等が予想されておらず、新しい安全保障環境、新しい脅威への対応についてメッセージを出すことを考えているとし⁴¹、6月に予定されていた日米首脳会談におけるガイドライン等の見直しについて示唆した。しかし、日米首脳会談においては、政治・安全保障・経済の協力について言及した「新世紀の日米同盟」が発表されたものの、ガイドラインの見直しについては触れられなかった。

・地元の負担軽減・抑止力の維持

今回の再編は、地元の負担軽減と抑止力の維持という2つのキーワードで進められたが、負担軽減の基本方針について問われた額賀長官は、特に人口密集地における土地の返還、訓練移転による航空機騒音の軽減など、我が国全体として負担軽減を図ることとしたと答弁した⁴²。一方で在沖縄米海兵隊第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵後方群司令部等の要員8,000人のグアム移転実施等による抑止力の維持に懸念が示されたが、額賀長官は、海兵隊の移転が実施されても、沖縄に初期対処能力を持つ海兵隊が残留し、また、米陸軍と陸上自衛隊、米空軍と航空自衛隊の協調が強化されること、併せて情報の共有、運用、共同訓練などの分野で協力体制がしかれ、抑止力は維持されるとの認識を示した⁴³。

・ 地元への説明・協議

再編実現には、関係自治体の理解と協力が重要であることから、その取組について質された麻生大臣は、在日米軍の兵力態勢再編について、地元住民を含め国民の理解なくして実行することは極めて困難であり、今回の最終取りまとめの意義や施策の内容について、可能な限り具体的な説明を行い最大限の努力をすとした⁴⁴。しかし、5月30日の「在日米軍兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の閣議決定の際に、稲嶺沖縄県知事が政府との協議不足に遺憾の意を示すなど⁴⁵、地元自治体との協議が不十分であると指摘されたが、額賀長官は、稲嶺知事が閣議決定は政府がすることであり、国の考え方は十分認識していると発言していることを挙げ⁴⁶、また、政府案について、地元の市町村長、各県の知事等から一定の理解を得ているとの認識を示す⁴⁷一方、今後とも協議の場について、関係市町村とよく連携をとりながら話し合いすると表明した⁴⁸。

・ 在日米軍再編経費の負担

在日米軍再編経費に関し、巨額の経費を負担する理由について、小泉総理は、沖縄県を始めとする地元の負担軽減と抑止力の維持の観点から我が国として負担すべき経費を精査しつつ、適切に負担すべきと考えているとした⁴⁹。

その負担額について、本年4月にローレス米国防副次官が日本側負担は総額3兆円近くに上るとの見解を示したこと⁵⁰や、守屋防衛事務次官が同月の講演会においてグアム移転経費を除き2兆円かかる⁵¹との発言が相次いだことから再編に伴う日本側負担の総額を示すよう求められた。額賀長官は、今後ロードマップを踏まえて、米国との間で細部を調整し、我が国が負担すべき経費の詳細を精査することとなり、現時点では具体的な数字を示すことはできないと述べるに止まった⁵²。また、ローレス発言や守屋発言について問われた額賀長官は、ローレス発言はきちっとした積算根拠に基づいて3兆円という数字が出されたものとは思っていないと否定する一方、守屋発言については、グアム移転経費に関連して、既に負担している経費に加えて再編に伴う新たな経費も負担することになり日本の負担は十分に大きいということを強く主張して交渉を進めてきたという経緯をこれまでの専門的な知見を踏まえてわかりやすく話したものであると説明した⁵³。

再編経費と防衛費との関係についても議論の焦点となった。現在の中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）には再編経費は予定されておらず、その扱いについて、谷垣財務大臣は、現下の厳しい財政状況の下では、既存の防衛関係費についても一層の効率化、合理化を図り、米軍再編に要する経費がそのまま現在の中期防衛力整備計画に上乗せにならないようにする必要があるとの見解を示した⁵⁴。一方、額賀長官は、米軍再編に伴う経費は、中期防衛力整備計画の中に織り込んでいる経費ではなく、政府全体として対応していかなければならないという見解を示し⁵⁵、両者に相違が見られた。5月30日の閣議決定では、経費に関し「政府としては……措置を講ずる」となり、防衛費の別枠となっているSACO関連経費に言及した平成8年12月3日の閣議決定の「政府全体として……措置を講ずる」という表現と異なるものとなった。この閣議後、額賀長官は、政府全体が合理化、効率化を図る中で、防衛庁も当然その考え方に立たなければならないとの認識を

示した⁵⁶。

再編経費捻出のため防衛費を削減すると我が国の安全保障が脆弱になるのではないかと質された額賀長官は、防衛力の整備に支障がないようにしていくことが大事であると答弁した⁵⁷。

米海兵隊のグアム移転経費を日本側が負担する理由について、額賀長官は、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をなるべく早期に軽減するために、応分の分担をすることが適当であると答弁した⁵⁸。また、経費負担の根拠について、塩崎副大臣は、日米地位協定第6条及び駐留軍経費負担特別協定の対象外となるため、新たな枠組が必要となるが、経費負担に関する新たな協定の必要性も含めて、今後どのようなフレームワークが必要か否かを各省庁と検討すると説明した⁵⁹。なお、ロードマップを実施するための法整備について、小泉総理は、法整備の必要性も含め政府で検討するとしている⁶⁰。

・ 沖縄の在日米軍再編問題

今回の再編問題は、沖縄県の負担軽減を図ることも大きな目標の1つであり、ロードマップにおいても、普天間飛行場の移設、米海兵隊のグアム移転、嘉手納基地以南の米軍用地返還等と多くの事項が記載されている。これらが予定どおり完了した場合の沖縄県の負担軽減について、額賀長官は、一部の施設の返還の詳細、代替施設の面積等不確定な要素があり明確な数字ではないが、在日米軍専用施設・区域のうち沖縄県の占める割合は現在の75%から70%になるのではないかとの見解を示した⁶¹。しかし、それでも割合が大きいことで負担軽減に疑問が示されたが、額賀長官は、全体的には、土地の返還、嘉手納の訓練移転、普天間の密集地からの基地移転といった量的には計算されない不安の解消、安心感、跡地利用によって沖縄の将来の発展が望めるということを含めて負担の軽減になるとの認識を示した⁶²。

普天間飛行場の移設と海兵隊のグアム移転との関連について、普天間飛行場移設が実現しなければ海兵隊の移転ができないのかと問われた額賀長官は、普天間返還のためその機能を分散移転しており、それが全部機能しなければ全面返還をつくることはできない、その意味では関連性を持っていると答弁した⁶³。

海兵隊グアム移転の経緯に関し、移転が米側の戦略上の要請か日本側の要請によるものかについて質された額賀長官は、米軍再編に伴う負担の軽減の観点から我が国が、沖縄県の地元の方から要望もあり主張してきており、その協議の中で米側から7,000人の移転を打診してきたとし⁶⁴、一方で抑止力を維持できる範囲について日米の間で考えた結果、グアム移転という形になったと答弁した⁶⁵。

普天間飛行場代替施設のキャンプ・シュワブへの移設のねらいについて、額賀長官は、米軍再編に伴う抑止力の維持と負担の軽減における負担の軽減の象徴的なものが普天間飛行場の全面返還であり、全面返還を行うために普天間基地の持っている2つの機能を本土が担い（緊急時の基地機能、空中給油機の機能）、ヘリポートの機能はキャンプ・シュワブに移転することで初めて普天間の全面返還が行われ、そして大市街地中の住民の不安や危険性が除去されるということであると説明した⁶⁶。

・その他の米軍基地の移転等

在日米陸軍キャンプ座間の陸軍司令部の改編に関し、米本土の陸軍第1軍団が移転するとの報道があった。第1軍団はイラク派遣の部隊も指揮しているため、日米安保条約第6条の枠外になるのではないかとの疑問が示されたが、額賀長官は、第1軍団司令部が改編されて司令部機能として座間に来るのであり、第1軍団が移転するのではないとし⁶⁷、外務省は、その中核的任務は、日本の防衛及び極東の平和と安全の維持ということであり、安保条約及びその関連取決めの中核の中で活動すると述べた⁶⁸。また、移転に伴い建設される戦闘指揮訓練センター等の経費が米側の負担となる理由を問われた防衛庁は、従来から在日米軍施設の建設に当たって、米側の事情で建設する場合は、米側が資金を負担することになると答弁した⁶⁹。

在日米空軍横田基地には、航空自衛隊航空総隊司令部等が移転されるが、その機能について、防衛庁は、横田基地に共同統合運用調整所を設置し、情報共有等を通じて自衛隊と米軍の司令部との連携向上を図るためのものであり、防空及び弾道ミサイル防衛に関して、日米の司令部組織間での緊密な調整や相互運用性の向上を図るとともに、防衛庁の統合幕僚監部と在日米軍司令部との間の情報の共有を図ることなどを通じて、日本の防衛のための共同対処に資することとなることを説明した⁷⁰。

¹ 実際の新政府発足は、大統領、首相、国会議長、閣僚等の選出に時間がかかり5月20日となった。

² 第164回国会衆議院本会議録第9号4頁(平18.2.23)など

³ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号3頁(平18.6.22)

⁴ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号10頁(平18.6.22)

⁵ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号6頁(平18.6.22)

⁶ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号3頁(平18.6.22)

⁷ 『日本経済新聞』夕刊(平18.5.6)

⁸ 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第22号11頁(平18.6.13)

⁹ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号4頁(平18.6.22)

¹⁰ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第7号未定稿27-28頁(平18.6.22)

¹¹ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号5頁(平18.6.22)

¹² 同上

¹³ 第164回国会閉参議院外交防衛委員会議録第1号2頁(平18.8.11)

¹⁴ この海上配備型の次世代システムとして、政府は平成11年度より日米共同技術研究を実施していたが、昨年12月24日、共同開発に移行することを閣議決定した。

¹⁵ 第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等特別委員会議録第6号2頁(平18.7.10)

¹⁶ 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号2頁(平18.7.6)

¹⁷ 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号7頁(平18.7.6)

¹⁸ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第6号6頁(平18.6.22)

¹⁹ 『読売新聞』(平18.8.10)

²⁰ 第164回国会閉参議院外交防衛委員会議録第1号7頁(平18.8.11)

²¹ 第164回国会衆議院予算委員会議録第15号23頁(平18.2.20)

²² 同上

²³ 同上

²⁴ 第164回国会衆議院予算委員会議録第15号24頁(平18.2.20)

²⁵ 同上

²⁶ 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第19号12頁(平18.5.23)

²⁷ 第164回国会衆議院安全保障委員会議録第7号12頁(平18.4.21)

²⁸ 第164回国会閉衆議院イラク人道復興支援活動等特別委員会議録第7号未定稿6頁(平18.8.11)

²⁹ P R T (Provincial Reconstruction Team、地方復興支援チーム)

- 30 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 14 号 6-7 頁(平 18. 4. 27)
- 31 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 14 号 7 頁(平 18. 4. 27)
- 32 第 164 回国会参議院本会議録第 3 号 7 頁(平 18. 1. 25)
- 33 6 月 9 日に提出された法案には、19 年度に防衛施設庁を統合廃止するプログラム規定のほか、安全保障会議の案件明確化の改正が盛り込まれた。
- 34 第 164 回国会参議院本会議録第 3 号 7 頁(平 18. 1. 25)
- 35 第 164 回国会参議院本会議録第 3 号 5 頁(平 18. 1. 25)
- 36 第 164 回国会参議院本会議録第 3 号 7 頁(平 18. 1. 25)
- 37 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 12 頁(平 18. 5. 11)
- 38 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 6 頁(平 18. 5. 11)
- 39 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 12 頁(平 18. 5. 11)
- 40 同上
- 41 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 18 号 6 頁(平 18. 5. 18)
- 42 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 7 頁(平 18. 5. 11)
- 43 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 18 号 3 頁(平 18. 5. 18)
- 44 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 6 頁(平 18. 5. 11)
- 45 『読売新聞』夕刊(平 18. 5. 30)
- 46 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 17 頁(平 18. 5. 30)
- 47 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 20 号 9 頁(平 18. 5. 30)
- 48 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 17 頁(平 18. 5. 30)
- 49 第 164 回国会参議院本会議録第 23 号 5 頁(平 18. 5. 12)
- 50 『朝日新聞』夕刊(平 18. 4. 26)
- 51 『毎日新聞』(平 18. 4. 27)
- 52 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 12-13 頁(平 18. 5. 11)
- 53 第 164 回国会参議院本会議録第 23 号 6 頁(平 18. 5. 12)
- 54 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 10 頁(平 18. 5. 11)
- 55 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 8 頁(平 18. 5. 30)
- 56 同上
- 57 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 9 号 6 頁(平 18. 6. 15)
- 58 第 164 回国会衆議院本会議録第 29 号 14 頁(平 18. 5. 11)
- 59 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 6 頁(平 18. 5. 30)
- 60 第 164 回国会参議院本会議録第 23 号 5 頁(平 18. 5. 12)
- 61 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 18 号 3 頁(平 18. 5. 18)
- 62 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 22 号 13 頁(平 18. 6. 13)
- 63 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 3 号 9 頁(平 18. 3. 16)
- 64 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 11 頁(平 18. 5. 30)
- 65 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 19 号 13 頁(平 18. 5. 23)
- 66 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 20 号 4 頁(平 18. 5. 30)
- 67 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 19 号 9 頁(平 18. 5. 23)
- 68 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 19 号 10 頁(平 18. 5. 23)
- 69 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 19 号 15 頁(平 18. 5. 23)
- 70 第 164 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 8 号 12 頁(平 18. 5. 30)